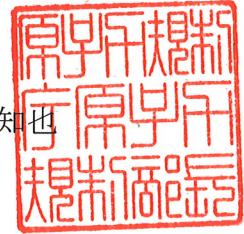


原規規発第 2005151 号
令和 2 年 5 月 15 日

株式会社日立製作所
王禅寺センタ長 蒲生 秀穂 殿

原子力規制庁
原子力規制部長 市村 知也



新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた株式会社日立製作所
王禅寺センタの保安活動の運用変更について (通知)

2020年5月8日付けHR20-033R0「コロナ感染症防止を踏まえた保安活動の弾力的運用について」をもって、株式会社日立製作所王禅寺センタから申出のあった原子力施設の保安活動の運用変更については、原子炉施設が廃止措置期間中であって原子炉の運転はなく、管理区域内での作業がないこと及び巡視・測定の頻度について月一回に変更することが確認されたことから、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた原子力規制検査等の運用について」(令和2年4月22日原子力規制委員会了承)及び「新型コロナウイルス感染症対策に伴う原子力事業者の保安活動弾力化に係る運用の進め方」(令和2年4月24日原子力規制部長決定)を踏まえ、上記の確認の範囲において運用されることについて差し支えないと判断したので、通知します。